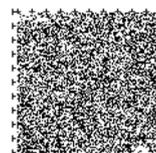
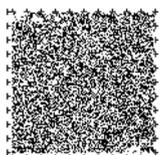

第3章 計画の基本的な考え方





1 計画の基本理念

「第6次杉戸町総合振興計画」の「まちの未来像4 自らの健康を守りながら安心して暮らせるまち」の地域福祉の項で、「地域で支え合い、助け合う環境づくり」と定めています。

一方で、本町では、「第1・2次計画」で、基本理念「みんなで支え合い 助け合う 安心安全なまちづくり」を掲げて計画を推進し、子どもから高齢者まで年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、地域の支え合いにより安心して心豊かな生活を送れるよう、町民、地域の団体・社会福祉事業者、町が連携してみんなで支え合い助け合う安全で安心なまちづくりをめざしてきました。

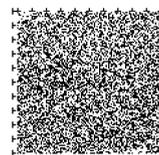
上記の流れを踏まえて、本計画の基本理念を

**多様な人々とつながり 助け合い
みんなで支えるまちづくり**

とし、町民の福祉サービスの充実・向上を図りつつ、地域における多様な主体とともに協働し、「自助・共助・公助」が一体となって「地域福祉」の一層の推進に取り組めます。



杉戸町マスコットキャラクター「すぎびょん」



2 計画の基本目標

「基本理念」の「多様な人々をつながり 助け合い みんなで支えるまちづくり」を実現するため、次の4つの基本目標を定め、施策を推進していきます。

基本目標1 地域福祉を進める「基盤」づくり ~包括的な支援体制の整備など

○令和3年4月の社会福祉法改正により、従来 of 事項に加えて、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」と「包括的な支援体制の整備に関する事項」の2つを「市町村地域福祉計画」に盛り込むべきことが示されています。

また、地域福祉の推進にあたっては、社会福祉協議会が重要な役割を担っていることから、その事業活動への支援が重要になっています。

⇒総合相談支援体制やネットワークなど、「地域福祉」を進めていくための「基盤」の整備、充実を目指します。

成果指標	令和5年度（現状）	令和11年度（目標）
福祉サービスに関する情報を「あまり入手できていない」と答える人の割合	16.6%	10.0%

※ 「町民アンケート調査」より。

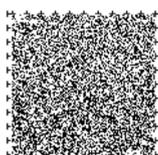
基本目標2 支え合い・助け合いの「ひと」づくり ~「福祉の心」のあるひとの育成

○近年、町を取り巻く社会環境は、少子・高齢化や核家族化が進行し、地域のつながりの希薄化などの課題があります。誰もが地域で安心して自分らしく暮らしていくためには、町民一人ひとりが福祉に関心を持つこととともに、地域活動・ボランティア活動等を担う人材の育成が重要です。

⇒町民の中に「福祉の心」を育み、支え合い・助け合いのできる「ひと」づくりを目指します。

成果指標	令和5年度（現状）	令和11年度（目標）
福祉ボランティア登録者数	905人（*4年度末）	950人
「現在、地域活動・ボランティア活動をしている」と答える人の割合	11.0%	20.0%

※ 「町民アンケート調査」より。



基本目標3 「地域のつながり」づくり ~支え合い、助け合う雰囲気醸成

○地域福祉は、地域の中で町民がともに支え合う「共助」の取組みを核として展開される活動であり、町民同士が支え合う地域づくりのためには、地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やすことが必要です。
 ⇒「近所付き合い」が地域づくりの基本であることから、交流やふれあいを通じて「地域のつながり」を目指し、「きずな」づくりに努めます。

成果指標	令和5年度（現状）	令和11年度（目標）
近所づきあいについて「相談や助け合いができるような親しいつきあい」をしていると答える人の割合	7.6%	8.0%
民生委員・児童委員について「地区担当者も活動内容も知っている」と答える人の割合	10.9%	20.0%
社会福祉協議会について「名前も活動内容も知っていた」と答える人の割合	19.4%	25.0%

※ いずれも「町民アンケート調査」より。

基本目標4 安心・安全な暮らしの「しくみ」づくり ~安心して、安全に暮らせる地域の実現

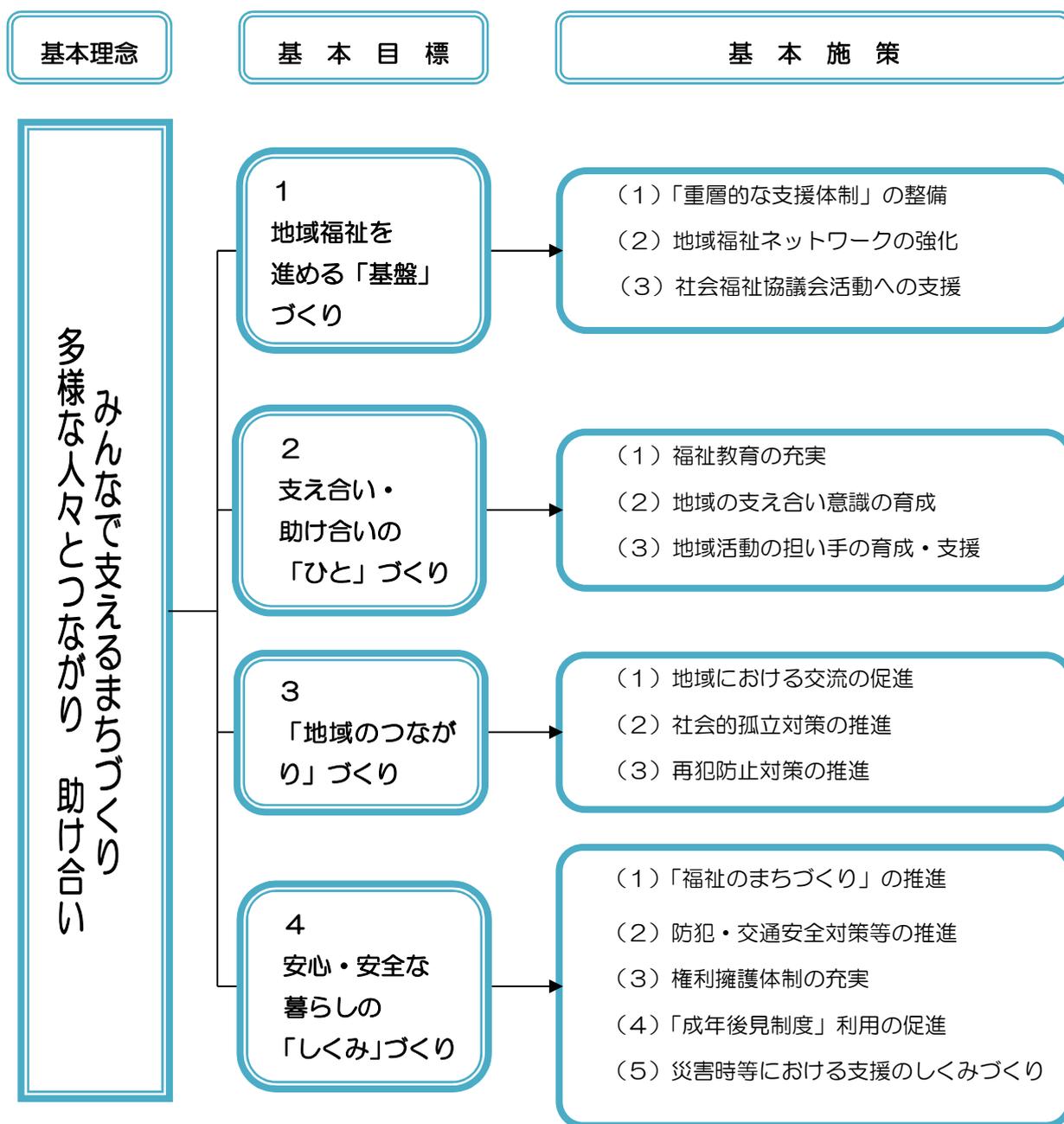
○ハード・ソフト両面から「福祉のまちづくり」を進めてきましたが、依然として課題が残されています。
 また、交通安全や防犯に対する生活環境の整備を進めることとともに、災害時に備えた「避難行動要支援者名簿」の整備などの支援への取組みが必要です。
 ⇒交通・防犯、防災などの総合的なまちづくり支援体制を整え、誰もが安心して、安全に暮らせる「しくみ」づくりを目指します。

成果指標	令和5年度（現状）	令和11年度（目標）
「市民後見人」の育成人数	0人	3人
「避難行動要支援者名簿」登録者数	2,934人	4,000人



3 計画の展開（施策体系）

「基本施策」を含めた本計画の体系は、次のとおりです。



4 計画とSDGsとの関係

「SDGs」(持続可能な開発目標・エスディー・ジーズ)は、平成27年9月に国際連合で採択された、先進国を含む国際社会全体で令和12年(2030年)までの達成をめざす17の国際目標のことで、国は平成28年に「SDGs実施指針」を定めて、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。本計画は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会づくりを念頭に置いて取り組み(施策)を推進していきます。

	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

出典：外務省

